

改正

令和 3 年 12 月 24 日 条例第 30 号

守口市立図書館条例

(設置)

**第 1 条** 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

**第 2 条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 守口市立図書館
- (2) 位置 守口市大日町 2 丁目 14 番 10 号

(利用の条件等)

**第 3 条** 守口市教育委員会（以下「委員会」という。）は、管理上必要があると認めるときは、利用の条件を付し、又は適正な指示をすることができる。

(利用の制限)

**第 4 条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等（以下「施設等」という。）を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が不適当と認めるとき。

(利用の承認)

**第 5 条** 図書館の会議室、スタジオ又はホールを利用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

**第 6 条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 災害その他緊急やむを得ない理由が生じたとき。
- (2) 利用の目的又は条件に違反したとき。
- (3) この条例に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。

(会議室等の使用料)

**第 7 条** 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第 1 に掲げる区分に従い使用料を前納しなければならない。

- 2 前項の使用料のほか、附属設備その他器具備品等の利用については、委員会の定めるところにより使用料を前納しなければならない。

(駐車場等の利用)

**第 8 条** 図書館の駐車場及び自転車駐車場を利用する者は、別表第 2 に掲げる使用料を納付しなければならない。

- 2 駐車場の利用の許可は、駐車券の交付を受けることにより行うものとする。
- 3 自転車駐車場の利用の許可は、自転車駐車場を利用する者が自転車及び原動機付自転車を係留装置に自ら固定し、当該自転車及び原動機付自転車を退場させるときに、当該係留装置の金銭投入口に使用料を入金することにより、許可に代えるものとする。

(使用料の減免)

**第 9 条** 委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第 10 条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか利用者のやむを得ない理由により、あらかじめ利用しない旨の届出があったとき。

(特別な設備の設置等の禁止)

**第11条** 利用者は、特別な設備を設け、既設の施設等に変更を加え、又は据え付けられたもの以外の器具備品等を使用することができない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

**第12条** 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第6条の規定により利用の承認を取り消されたときも同様とする。

(賠償)

**第13条** 利用者は、その利用に際し施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡の禁止)

**第14条** 利用者は、委員会の承認を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

**第15条** 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における当該指定管理者に行わせる業務は、次に掲げるものとする。

(1) 図書館の利用の承認に関する業務

(2) 図書館の維持管理に関する業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、図書館の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における第3条、第4条、第5条、第6条、第9条及び第14条の規定の適用については、第3条中「守口市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、並びに第4条各号列記以外の部分、第5条、第6条、第9条及び第14条中「委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

**第16条** 前条の規定により指定管理者に図書館を管理させる場合、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、第7条及び第8条に定める使用料の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の場合における第7条から第10条まで、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

**第17条** この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(守口市生涯学習情報センター条例の廃止)

2 守口市生涯学習情報センター条例（平成5年守口市条例第9号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例による図書館の事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和3年12月24日条例第30号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和4年教委規則第2号で令和4年4月1日から施行）

別表第 1（第 7 条関係）

| 区分   |        | 使用料<br>1 時間につき |
|------|--------|----------------|
| 会議室  | 会議室 1  | 400円           |
|      | 会議室 2  | 300円           |
| スタジオ | スタジオ 1 | 300円           |
|      | スタジオ 2 | 300円           |
|      | 防音スタジオ | 600円           |
| ホール  | 多目的ホール | 3,000円         |
|      | 円形ホール  | 2,100円         |

## 備考

- 1 市民等（本市の区域内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合における使用料は、この表に定める額の1.5倍の額とする。
- 2 営利を目的として利用する場合における使用料は、市民等の場合にあってはこの表に定める額の1.5倍の額とし、市民等以外の者にあってはこの表に定める額の3倍の額とする。

別表第 2（第 8 条関係）

| 区分     |         | 使用料                                            |
|--------|---------|------------------------------------------------|
| 駐車場    |         | 1 時間を超えた時間について、30分増すごとに150円                    |
| 自転車駐車場 | 自転車     | 1 日 1 回150円（1 回当たりの自転車駐車場の利用時間が2 時間を超える場合に限る。） |
|        | 原動機付自転車 | 1 日 1 回200円（1 回当たりの自転車駐車場の利用時間が2 時間を超える場合に限る。） |

備考 駐車場の利用時間に30分未満の端数が生じたときは、これを30分とする。